

## 「空き家バンク」登録カード 記入に当たっての留意事項

- 「申請者」欄は、登録を申請する方が空き家の所有者でない場合に記入して下さい。なお、所有者の方が異なる場合は、契約の際にトラブルにならないようご注意ください。(契約に関するトラブルにつきましては町では責任を負いかねます)
- 「その他連絡先」欄は、利用希望者が現れた際の役場からの連絡を、宅建業者など所有者・申請者の方以外に希望される場合にご記入をお願いします。(「その他連絡先」に記入した場合、役場からの連絡は、所有者・申請者の方に行う必要があるものを除き、原則として「その他連絡先」のみにさせていただきます。)
- 「希望価格」欄は登録後もいつでも変更可能です。また、値下げ交渉等に応じられる場合は、一番下の特記事項欄にその旨の記載をお願いします。
- 「物件概要」欄の「補修の要否」は、目安として、窓ガラスが割れていたり給湯設備が壊れていたりとそのままでは居住が難しい場合は「大幅な補修が必要」とし、現状でも居住はできるが老朽化などで補修を推奨する場合は「多少の補修が必要」としてください。
- 「地図」欄については、だいたいの場所は住所から把握できますので、家屋の位置が分かる簡易的なもので結構です。また、ホームページ公開用のものは役場で作成させていただきます。
- 「間取り図」欄については、部屋の概要(和室、洋室、台所、トイレ)や広さ(○畳)、扉の位置などが分かる簡易的なもの(手書き)で結構です。また、既存の図面等がある場合はその写しの添付等でも構いません。いずれの場合もホームページ公開用のものは役場で清書させていただきます。
- その他、特記事項がございましたら「特記事項」欄への記載をお願いします。(例:駐車場は軽自動車サイズのみ、地代別途年○万円 など)
- ホームページに掲載する物件の写真については、外観を町職員で撮影させていただきますが、ご希望があれば、家主様等の立会いの下、内部の写真も撮影させていただきますので、その旨特記事項欄に記載して下さい。別途、日程調整のご連絡をさせていただきます。また、外観も含めて写真の掲載をしないことも可能ですので、その場合はその旨特記事項に記載してください。